

岳南
2市1町

合併広報 特集 NO.5

発行 岳南2市1町合併促進協議会
吉原市今泉67の1
電話(代表)②3111(内線75)
②5668
編集 合併促進協議会事務局

使用料や手数料はどうなる?

使用料、手数料も取扱い方針が決まったそうだが、いつたいどんなふうになるのかね?

◆ はい、決まりました。……これも税金の問題と同じことで、なかには、2市1町でまちまちなものがあります。そこでこれらをひとつにまとめなければならぬ……ということがありますので、種別によつて、又は、地域によつては若干の差異が生じるものもあります。しかし、お互いにひとつのまとまりになる以上、いつかは統一しなければなりません。協議会としては、もつとも常識的な、また、無理のない線でそれぞれを調整しました。

使用料関係

- ①いままでと同じ額で取扱うもの ◆市民会館 ◆文化センター ◆勤労者会館 ◆市立体育館 (学校施設を除く) ◆市営球場 ◆下水道 ◆市立商業高校(授業料) ◆市立伝染病舎 ◆市立中央病院患者輸送車 ◆同院特別入室 ◆母子健康センター ◆火葬場 ◆幼稚園(保育料) ②法律に基づいて決定されているが、当



- 分の間はいままでと同じ額で取扱うもの ◆霊柩車 ◆市営住宅 ◆保育園(保育料) ③公民館的なものあるいは、学校の施設(講堂、体育館、プールなど)は、それぞれの施設の現況等から考えても、使用料をとつて利用させることは好ましくないので、新市になった場合は原則として施設本来の目的以外にはその使用を禁じ、したがつて、使用料条例などは制定しないことにしました。④道路の占用料については、新市発足後速やかに料金などを再検討の上、あらたに条例を設けるが、それまでは、現在の吉原市の例によることにしました。結局、ひとくちにいつて使用料については、すべていままでのとおりということです。

職員の身分は?

合併をすると、2市1町の職員はどうなるのかね? たとえば、整理されるということとは?……

◆ はい、そういうことはありません。一般職の職員の身分(課長とか係長といった「職」ではなく吏員という身分)は、そのまま新市に引継がれます。合併によつて、一般の吏員を整理することは許されておりませんので、全員が新市職員としての辞令をうけることになるわけです。

なるほどね!……

手数料関係

諸証明の手数料

種別	料金(円)	種別	料金(円)
本籍、住所、居所に関する証明	40	所職に関する証明	50
身元、年齢に関する証明	40	諸資格に関する証明	50
身代、家資分散、破産に関する証明	40	雇人に関する証明	50
生存、不存、失そうに関する証明	40	財産管理人、破産管財人に関する証明	50
出生、死亡、婚姻、縁組、離婚、相続に関する証明	40	差配人納税代理人に関する証明	50
家族親族に関する証明	40	種とうに関する証明	50
親権者後見人に関する証明	40	土地その他被害に関する証明	50
住民登録に関する証明	40	漂流物、流没品に関する証明	50
印鑑に関する証明	50	文書受理に関する証明	50
租税公課に関する証明	50	公簿、公文書、図面に関する証明	50
動産、不動産に関する証明	50	公簿、公文書、図書の謄本又は抄本	50
資産に関する証明	50	公簿、公文書、図書の閲覧	50
営業職業に関する証明	50	その他の証明	50
法人に関する証明	50	と畜に関する証明	50
経歴に関する証明	50	埋火葬に関する証明	50
在学修学に関する証明	50	公葬に関する証明	50
褒賞に関する証明	50		

なるほどね! よくわかったよ……われわれ住民としては、少しでも安いほうが有り難いが、といつて、市の財政を無視するわけにもいかないのだから、やむを得ないことだね……!

首は、切れません!

